

かけはし

JITCO JOURNAL

10

2020.October
Vol.143

新型コロナウイルス感染症関連 技能実習・特定技能に係る措置・支援(続報)

在留資格「特定技能」での各国の送付・受入手続

技能実習生との良好なコミュニケーションのとり方

|| 「第28回外国人技能実習生・研修生
日本語作文コンクール」入賞者発表



かいはし

JITCO JOURNAL



2020.10 Vol.143

表紙の写真：チャン・アン複合景観
(ベトナム・ニンビン省)

首都ハノイから南下すること約90キロに位置するニンビン省は、緑深き農村地帯です。2014年に省内の「チャン・アン複合景観」が世界複合遺産に認定されました。

一帯は石灰岩によるカルスト地形で、奇岩が屹立する間を進むボートクルーズや、考古学的に価値ある洞窟、近隣の古都ホアルーの散策などの魅力あふれる観光地として注目されています。

CONTENTS

巻頭言

√ p.1 会長就任のご挨拶 公益財団法人 国際人材協力機構 会長 斎藤 保

√ p.2 専務理事就任のご挨拶 公益財団法人 国際人材協力機構 専務理事 杉浦 信平

新型コロナウイルス感染症関連

√ p.3 技能実習・特定技能に係る措置・支援(続報)

√ p.5 JITCO 開催の養成講習実施スケジュール

√ p.6 「第28回外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクール」入賞者発表

√ p.8 技能実習生との良好なコミュニケーションのとり方

√ p.11 外国人材の受入れに関するQ&A

√ p.12 在留資格「特定技能」での各国の送付・受入手続

√ p.17 海外情報

√ p.18 技能実習生のお国ぶり暮らしぶり

√ p.22 JITCO教材のご案内

√ p.24 JITCOインフォメーション／JITCOの各種セミナーのご案内

技能実習days

●株式会社 名友産商 ●みやぎオーバースー協同組合／天祐丸冷凍冷蔵(株)・(株)サンエー水産 ●株式会社 大協工業

会長就任のご挨拶

公益財団法人 国際人材協力機構

会長 齋藤 保

【略歴】

2012年4月 株式会社 IHI 代表取締役社長(兼)最高経営執行責任者

2016年4月 株式会社 IHI 代表取締役会長(兼)最高経営責任者

2020年4月 株式会社 IHI 取締役

2020年6月 株式会社 IHI 相談役

2020年6月 公益財団法人 国際人材協力機構 会長・代表理事



このたび公益財団法人 国際人材協力機構 (JITCO) 第7代目の会長に就任いたしました。

技能実習生や特定技能外国人を受け入れている団体・企業等の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大により、さまざまな困難に直面され、対応に御苦勞されておられることと拝察いたします。一日も早く、新型コロナウイルス感染症が収束し、皆様の生活や経済活動が平常に戻りますことをお祈り申し上げます。

この新型コロナウイルスの感染拡大は、グローバルに繋がりを強めてきた世界経済や社会に深刻な影響を及ぼし、特効薬やワクチンが早期に開発されたとしても、コロナ後の世界の人々の交流や経済活動の形は大きく変化せざるを得ないものと思われます。2019年末の技能実習生は約41万人(前年末比25.2%増)で在留外国人293万人の約14%を占め過去最高の水準となり、また2019年に新たに創設された在留資格「特定技能」に関しては、14の特定産業分野において一定の専門性・技能を有する外国人材(特定技能外国人)の受入れが開始されましたが、2020年に入って一転し、新型コロナウイルスの感染拡大により世界各国との人の往来が厳しく制限され、現在も各国での入国制限が続いております。

コロナ後の世界においては経済・社会のグローバル化はより深化し、人々の交流は形を変えながら加速していくものと思われ、その中であって我が国経済界は感染症の拡大リスクを最小に抑えつつ、外国人材の受入れを進めていくことが必要不可欠となります。

当機構(JITCO)は、1991年の発足以来、約30年にわたり、主に外国人技能実習制度の中核的な機関として、制度の運営・管理及び受入機関等への助言・支援の活動を行ってまいりました。これからも技能実習制度ならびに特定技能制度における受入機関等の皆様への総合的な支援機関として、皆様からの相談・支援ニーズにお応えし、日本と送出国双方の経済・社会の発展に尽くしてまいります。

皆様には、今後とも当機構の事業活動に対し、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

専務理事就任のご挨拶



公益財団法人 国際人材協力機構
専務理事 杉浦 信平

このたび公益財団法人 国際人材協力機構 (JITCO) の専務理事に就任いたしました。当機構の専務理事の重責を全うすべく、全力で取り組んでまいります。

当機構 (JITCO) は、1991 年に我が国の外国人研修制度を円滑に進めるための相談・支援機関として発足し、1993 年に外国人技能実習制度が創設されて以降は、主に技能実習制度の中核的な制度推進機関として制度の適正かつ円滑な運営に努めてまいりました。その間、技能実習制度は2度の大震災やリーマンショック等の困難な状況も乗り越えて拡大し、現在、技能実習生の在留者数は、ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア等を主な送出国として、約 41 万人 (2019 年末) に達しております。また、近年は法制度の面でも、2017 年の技能実習法の施行や 2019 年の在留資格「特定技能」の新設 (入管法の改正) 等の大きな改正が相次ぎ、我が国の外国人材受入れの制度は新たな時代に入りました。今年に入り、新型コロナウイルス感染症の水際対策で海外から日本への入国が禁止・制限されていることから、2020 年の技能実習生の新規入国者数は 2019 年の約 19 万人から大きく減少する見通しですが、現下においても外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の議論等が活発になされており、今後、新型コロナウイルス感染症が収束するにつれ、技能実習生や特定技能外国人等の受入れは中長期的に増加していくものと予想されます。

当機構 (JITCO) は、外国人材受入れに係る制度の総合支援機関として、本年 4 月より、法人名称を従来の「国際研修協力機構」から「国際人材協力機構」に改め、技能実習・特定技能の両制度を中心に、主に受入機関や送出国の皆様へのセミナー・講習、個別相談、入国・在留諸申請支援、教材の開発・提供など、各種支援サービスを一層拡充し、従前にも増して制度関係者の皆様のお役に立てるよう、役職員一同、努力してまいります。

今後ともよろしくご挨拶申し上げます。

新役員体制 (2020年7月)

会長・代表理事	斎藤 保
理事長・代表理事	八木 宏幸
専務理事・代表理事	杉浦 信平
常務理事・業務執行理事	田中 秀明
常務理事・業務執行理事	松富 重夫
常務理事・業務執行理事	堀口 光
理事・業務執行理事	妹川 光敏
理事・業務執行理事	西岸 正人
理事	栗山 信也 (一般財団法人 海外産業人材育成協会 理事長)
理事	原田 健 (一般社団法人 日本建設業連合会 常務執行役)
理事	矢座 正昭 (一般社団法人 日本電機工業会 常務理事)
理事	矢野 義博 (一般社団法人 日本自動車工業会 理事・事務局長)
監事	逢見 直人 (日本労働組合総連合会 会長代行)
監事	川本 裕康 (一般社団法人 東京経営者協会 専務理事)
監事	戸田 信久 (弁護士)

技能実習・特定技能に係る措置・支援(続報)

新型コロナウイルス感染症については、本稿執筆現在(2020年9月1日)も依然として収束の時期が見通せない状況が続いています。本稿では、前号に引き続き、技能実習・特定技能の両制度に関する政府等による各種の措置や支援策について、ご案内いたします。

※新型コロナウイルス感染症に関する情報は、今後も状況に応じて更新されることが見込まれるため、実際のご対応に際しては、本文に掲載の各機関のWEBサイトやJITCOホームページ等で最新情報をご確認いただきますようお願いいたします。
(以下は、本稿執筆時点の2020年9月1日時点の情報に基づきます。)

1. 入国の制限等の状況

2020年9月1日現在、日本は新型コロナウイルスに関する水際対策として、世界159ヶ国・地域を対象に感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)を発出し、当該対象国・地域からの入国拒否の措置を取っています。この対象国の中には、技能実習や特定技能での受入れの多い、ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア、タイも含まれており、本年4月以降はこれらの国からの技能実習生、特定技能外国人の新規入国は停止した状態となっています。ただし、再入国許可により出国した外国人については、9月1日以降、一定の基準を満たした場合には再入国が可能となっています。

- 入国制限に伴う特例措置として、2019年10月1日から2021年1月20日までに作成された在留資格認定証明書の有効期限について、通常の3か月から、「入国制限措置が解除された日から6か月又は2021年4月30日までのいずれか早い日まで有効」とみなされることとなっています。
- また、「在留資格認定証明書の有効期限を超過した外国人」及び「再入国出国中に在留期限を超過した外国人」の在留資格認定証明書交付申請については、申請書類が簡素化され、通常より迅速に審査されることとなっています。

なお政府は、国内外の感染状況等を踏まえながら、感染再拡大の防止と両立する形で、国際的な人の往来再開に向けた段階的な措置を7月下旬より試行的に実施しています(ベトナム、タイ等)。詳細につきましては本誌の「海外情報」(P.17)をご参照ください。

<外務省海外安全ホームページ>

刻々と状況が変わるため、下記のURLにて「[新型コロナウイルス感染症に関する重要なお知らせ](#)」「[海外安全情報\(新着情報\)](#)」等をご参照ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

<法務省ホームページ>

「[新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について](#)」

http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00099.html

「[再入国出国中に在留期限を超過した方、在留資格認定証明書の有効期限が経過した方の在留資格認定証明書交付申請について](#)」

<http://www.moj.go.jp/content/001323023.pdf>

2. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 技能実習生の在留諸申請の取扱い

(前号からの変更点を下線により示しています。)

① 本国(母国)への帰国が困難な場合

技能実習を修了したものの新型コロナウイルス感染症の影響により、母国への帰国が困難な技能実習生で、従前と同一の業務[※]で就労を希望する方は、「特定活動(就労可・6ヶ月)」への在留資格変更が可能です。また、就労を希望しない方は、「特定活動(就労不可・6ヶ月)」への在留資格変更が可能です。

※従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に係る業務」(技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業(「7 その他」を除く。))で就労することも可能である旨、8月12日付で追加されました。さらに、8月25日の法務大臣記者会見において、9月初旬より、同一職種でなくとも14の特定産業分野への転職については認める方針であるとの発言がありました。

② 技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない場合

従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する技能実習生は、受検・移行ができるようになるまでの間、「特定活動(4ヶ月・就労可)」への在留資格変更が可能です

③実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となり、新たな実習先が見つからない場合

新型コロナウイルス感染症の影響により解雇されるなど、実習の継続が困難となった技能実習生が、再就職し、就労が継続できるよう、当面の間の特例措置として、最大1年間の「特定活動(就労可)」の在留資格変更が可能です(ただし、14の特定産業分野に限られます)。

また、転職・就職先を見つけることが難しい場合は、国のサポートによる求人事業者とのマッチング支援を受けることができます(お問合せ先は最寄りの地方出入国在留管理局・出張所となります)。

<法務省ホームページ>

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取り扱いについて」

④http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00026.html

3. 技能実習が継続できなくなった場合に利用できる制度

①雇用保険(基本手当)の給付

新型コロナウイルス感染症の影響により技能実習の継続が困難となり、技能実習生が解雇された場合、当該技能実習生は新たな実習先を探している期間、雇用保険の給付を受けることができます。技能実習の途中で解雇された技能実習生だけでなく、技能実習修了後、帰国困難であるため就労先を探している元技能実習生も給付の対象となります。監理団体・実習実施者の皆様におかれては技能実習生が受給手続きを行う際、必要に応じてサポートをお願いします。

②雇用調整助成金

雇用調整助成金は新型コロナウイルス感染症の影響で技能実習生を一時的に休業させざるをえなくなったときにも利用できます。なお、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置として、助成率及び上限額の引上げが実施されております。なお、この特例措置については、9月末に終了するとされていましたが、8月28日に厚生労働省から本年12月末まで延長するとの発表がありました。

<外国人技能実習機構(OTIT)ホームページ>

「技能実習が継続できなくなった場合に利用できる制度のご案内～在留資格が「特定活動(就労不可)」の方も対象です～」

④<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200630-9.pdf>

「雇用調整助成金を活用して外国人技能実習生の雇用維持に努めて下さい」

④<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200615-1.pdf>

<厚生労働省ホームページ>

「雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)」

④https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

4. 監理団体・実習実施者向けのよくあるご質問

その他、外国人技能実習機構のホームページにおいて、監理団体・実習実施者の皆様向けに「新型コロナウイルス感染症に関するよくあるご質問について(周知)」が掲載されています。随時更新されていますので、最新のものをご確認ください。

【質問と回答の例】

Q4 技能実習生が入国後に、例えば発熱等の症状が見られたため、しばらく様子を見た後に、入国後講習や実習実施者における実習を開始することとした場合、在留期間を延長することはできないか。

A4 技能実習生の健康観察を行うために予定されていた実習を一時的に中断した期間について、実習に伴う在留期間を延長する必要がある場合は、上記A2と同様に、技能実習実施困難時届出書及び技能実習計画軽微変更届出書の写しの添付により中断期間を明らかにし、地方出入国在留管理官署に在留期間の更新許可申請をしてください。

<外国人技能実習機構ホームページ>

「新型コロナウイルス感染症に関するよくあるご質問について(周知)」

④<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200803-1.pdf>

JITCO開催の養成講習実施スケジュール

技能実習法に基づく新たな技能実習制度では、監理団体の監理責任者、外部役員等の皆さまや実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員の皆さまは、主務大臣から告示された養成講習機関が実施する養成講習の受講が義務化または推奨されています。

JITCO(養成講習機関)では、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策を講じたうえで、2020年度下半期(2020年10月～2021年3月)に以下の講習を実施いたしますのでご活用ください。

2020年度下半期の養成講習実施スケジュール

① 監理責任者等講習

開催日	開催場所
2020年10月13日	栃木県 ホテルサンシャイン宇都宮(宇都宮)
2020年11月5日	茨城県 エクセルホール(水戸)
2020年11月6日	埼玉県 JA共済埼玉ビル(さいたま)
2020年11月13日	東京都 JITCO本都会議室(港区)
2020年11月27日	山梨県 山梨県JA会館(甲府)

② 技能実習責任者講習

開催日	開催場所
2020年10月1日	群馬県 Gメッセ群馬(高崎)
2020年10月1日	大阪府 TKPガーデンシティ東梅田(大阪)
2020年10月2日	群馬県 Gメッセ群馬(高崎)
2020年10月7日	山形県 大手門パルズ(山形)
2020年10月8日	佐賀県 ホテルグランデはがくれ(佐賀)
2020年10月14日	岡山県 丸田産業第一セントラルビル1号館(岡山)
2020年10月15日	静岡県 サラシティ浜松(浜松)
2020年10月15日	香川県 サンポートホール高松(高松)
2020年10月22日	石川県 金沢商工会議所会館(金沢)
2020年10月22日	島根県 ろうかん(松江)
2020年10月28日	和歌山県 フォルテワジマ(和歌山)
2020年10月28日	沖縄県 沖縄県青年会館(那覇)
2020年10月29日	栃木県 ホテルサンシャイン宇都宮(宇都宮)
2020年11月5日	愛媛県 えひめ共済会館(松山)
2020年11月11日	秋田県 フォーラムアキタ(秋田)
2020年11月12日	長野県 JA長野県ビル(長野)
2020年11月12日	大分県 全労済ソレイユ(大分)
2020年11月18日	山梨県 山梨県JA会館(甲府)
2020年11月19日	山口県 セントコア山口(山口)
2020年11月19日	高知県 高知県建設会館(高知)
2020年11月26日	奈良県 奈良県コンベンションセンター(奈良)
2020年11月26日	宮崎県 KITENビルコンベンションホール(宮崎)
2020年12月8日	北海道 びらとり農業協同組合会議室(平取)
2020年12月10日	滋賀県 びわ湖大津館(大津)
2021年1月7日	東京都 JITCO本都会議室(港区)
2021年2月17日	愛媛県 テクスポート今治(今治)
2021年2月18日	愛媛県 テクスポート今治(今治)
2021年3月11日	北海道 函館北洋ビル8階ホール(函館)

③ 技能実習指導員講習

開催日	開催場所
2020年10月2日	大阪府 TKPガーデンシティ東梅田(大阪)
2020年10月6日	山形県 大手門パルズ(山形)
2020年10月7日	佐賀県 ホテルグランデはがくれ(佐賀)
2020年10月14日	静岡県 サラシティ浜松(浜松)
2020年10月14日	香川県 サンポートホール高松(高松)
2020年10月21日	石川県 金沢商工会議所会館(金沢)
2020年10月21日	島根県 ろうかん(松江)
2020年10月27日	和歌山県 フォルテワジマ(和歌山)
2020年10月27日	沖縄県 沖縄県青年会館(那覇)
2020年10月28日	栃木県 ホテルサンシャイン宇都宮(宇都宮)
2020年11月10日	秋田県 フォーラムアキタ(秋田)
2020年11月11日	長野県 JA長野県ビル(長野)
2020年11月11日	大分県 全労済ソレイユ(大分)
2020年11月17日	山梨県 山梨県JA会館(甲府)
2020年11月18日	山口県 セントコア山口(山口)
2020年11月18日	高知県 高知県建設会館(高知)
2020年11月25日	奈良県 奈良県コンベンションセンター(奈良)
2020年11月25日	宮崎県 KITENビルコンベンションホール(宮崎)
2020年12月9日	滋賀県 びわ湖大津館(大津)
2021年1月6日	東京都 JITCO本都会議室(港区)
2021年2月16日	愛媛県 テクスポート今治(今治)
2021年3月10日	北海道 函館北洋ビル8階ホール(函館)

④ 生活指導員講習

開催日	開催場所
2020年10月8日	山形県 大手門パルズ(山形)
2020年10月9日	佐賀県 ホテルグランデはがくれ(佐賀)
2020年10月16日	静岡県 サラシティ浜松(浜松)
2020年10月16日	香川県 サンポートホール高松(高松)
2020年10月23日	石川県 金沢商工会議所会館(金沢)
2020年10月23日	島根県 ろうかん(松江)
2020年10月29日	和歌山県 フォルテワジマ(和歌山)
2020年10月29日	沖縄県 沖縄県青年会館(那覇)
2020年10月30日	栃木県 ホテルサンシャイン宇都宮(宇都宮)
2020年11月12日	秋田県 フォーラムアキタ(秋田)
2020年11月13日	長野県 JA長野県ビル(長野)
2020年11月13日	大分県 全労済ソレイユ(大分)
2020年11月19日	山梨県 山梨県JA会館(甲府)
2020年11月20日	山口県 セントコア山口(山口)
2020年11月20日	高知県 高知県建設会館(高知)
2020年11月27日	奈良県 奈良県コンベンションセンター(奈良)
2020年11月27日	宮崎県 KITENビルコンベンションホール(宮崎)
2020年12月11日	滋賀県 びわ湖大津館(大津)
2021年1月8日	東京都 JITCO本都会議室(港区)
2021年2月19日	愛媛県 テクスポート今治(今治)
2021年3月12日	北海道 函館北洋ビル8階ホール(函館)

養成講習のお申込みはJITCOホームページ

🌐 <https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/training.html> から

※養成講習のお申込みは、JITCOホームページからとなります。お申込開始日はホームページ等で講習ごとにご確認下さい。

※10月開催分についてはすでに申込受付を終了しているものもありますので予めご了承願います。

※上記スケジュールに記載のない養成講習についても、追加開催する場合があります。最新の情報はJITCOホームページでご確認願います。

※受講料は、おひとり様 JITCO賛助会員 8,000円、一般 13,000円(各消費税10%込)となります。

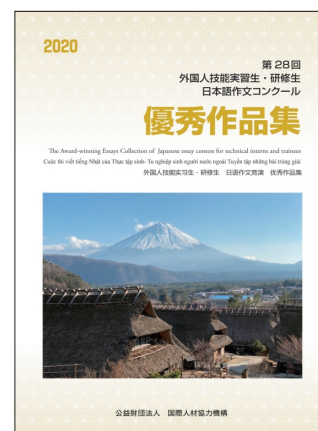
※「JITCO養成講習に係る新型コロナウイルス感染症対策対応方針」をJITCOホームページに掲載しております。受講される皆様には何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

「第28回外国人技能実習生・研修生 日本語作文コンクール」入賞者発表

JITCOは、技能実習生・研修生の日本語能力向上を支援するためにさまざまな事業を展開していますが、その重要な活動のひとつである本コンクールも、今年で28回目を迎えました。

今年も作品テーマを自由にし、2,971編の作品が寄せられました。

日頃、技能実習に取り組む中で、日本語の学習にも熱心に励み、積極的にコンクールに挑戦された技能実習生の皆様と、指導にあられた監理団体・実習実施者等の皆さまに心より敬意を表します。



1 応募状況

応募総数 2,971 編 国籍別の応募者数は以下のとおりです。

	第28回 (2020年度)	第27回 (2019年度)	第26回 (2018年度)	第25回 (2017年度)	第24回 (2016年度)
ベトナム	1,671	1,484	1,106	1,194	709
中国	580	621	643	1,069	932
インドネシア	349	200	183	141	137
ミャンマー	110	110	95	77	50
モンゴル	97	40	26	27	32
フィリピン	73	43	54	61	21
タイ	35	23	17	45	41
インド	30	0	0	0	0
カンボジア	19	34	24	20	6
ウズベキスタン	5	0	0	0	0
バングラデシュ	2	0	0	0	2
ラオス	0	0	3	0	6
スリランカ	0	0	0	1	1
ネパール	0	0	0	1	0
キルギス	0	1	0	0	0
合計	2,971	2,556	2,151	2,636	1,937

応募者の国籍別(単位:編)

2 審査過程

審査は、例年どおり3段階で行いました。第1次審査はJITCO職員が担当し、内容と日本語能力の観点から、上位50編を選出しました。

続く第2次審査では、JITCO役員5名による総合評価に基づき、28編を選出しました。

最終審査では、外部有識者を含む5名の委員が審査に当たり、審査委員会における協議を経て、最優秀賞4編、優秀賞4編、優良賞20編の入賞作品および佳作を決定しました。

最終審査委員(敬称略)

委員長 関口 明子 (公益社団法人国際日本語普及協会 理事長)

委員 坪田 秀治 (日本商工会議所 参与)

委員 酒井 基博 (一般社団法人日本経済団体連合会 統括主幹)

委員 八木 宏幸 (公益財団法人国際人材協力機構 理事長)

委員 杉浦 信平 (公益財団法人国際人材協力機構 専務理事)

第28回日本語作文コンクール入賞者一覧



最優秀賞(4人)

氏名	作品タイトル	国籍/職種	実習実施者名	監理団体名
HA THANH NHAN	マスクなんかいらない	ベトナム/ 介護	株式会社ツクイ	鳩の家協同組合
LE THI YEN	小さな木	ベトナム/ 機械加工	シバタ精機株式会社	福岡素形材産業協同組合
张 巧梅	愛は国境を越えて	中国/ プラスチック成形	西川ゴム工業株式会社	西日本海外業務支援協同組合
许 鹤	魅力的なルール	中国/ 電子機器組立て	旭電器工業株式会社	ELC 事業協同組合



優秀賞(4人)

氏名	作品タイトル	国籍/職種	実習実施者名	監理団体名
刘 李承川	完食	中国/ 介護	社会福祉法人清光会	PNJ 事業協同組合
TRAN THI AI LY	看護師にエールを	ベトナム/ 介護	株式会社ツクイ	鳩の家協同組合
ZUN HAY MAR HNIN	綺麗な嘘	ミャンマー/ そう菜製造業	伊勢丸食品株式会社	瀬戸内食品加工協同組合
ZINAMIDAR SAINBILEG	私の100人の おばあちゃん	モンゴル/ 介護	社会福祉法人ハインスライフ	GTS 協同組合



優良賞(20人)

氏名	作品タイトル	国籍/職種	実習実施者名	監理団体名
孔 晓庆	友達ができました	中国/ 介護	株式会社レイクス21	PNJ 事業協同組合
BATBAYAR BOLORCHIMEG	この世はねじで出来ている	モンゴル/ 機械検査	藤田螺子工業株式会社	九州ネット協同組合
陳 青青	夢は私のエンジン	中国/ 介護	株式会社レイクス21	PNJ 事業協同組合
NITA YUNIAR	きれいになるということの意味	インドネシア/ 耕種農業	株式会社雪国まいたけ	にっぽん技術振興協同組合
NGUYEN THI LIEU	心のドア	ベトナム/ 機械検査	光洋技研株式会社	ユー・アイ・ケイ協同組合
王 熙燕	親心	中国/ 電子機器組立て	株式会社日本アシスト	協同組合企業交流センター
NGUYEN THI PHUONG	時雨	ベトナム/ 工業包装	株式会社大豊	愛知商工連盟協同組合
PHAM THI HUONG LY	行列の習慣	ベトナム/ 金属プレス加工	ダイシン工業株式会社	オール電算協同組合
TRAN THI NGOC TIEN	品質賞の MVP を もらったこと	ベトナム/ 電子機器組立て	栗田静電株式会社	アジア共栄事業協同組合
NGUYEN THI HOAI	意志あるところに道あり	ベトナム/ 機械加工	株式会社郡上螺子	ニューパワー東海協同組合
NGUYEN THI THANH TRANG	私が24歳の時	ベトナム/ パン製造	株式会社スモト	経済流通サービス協同組合
BAT-OCHIR TSATSRALSAIKHAN	挨拶の力とあの笑顔	モンゴル/ 機械検査	株式会社日ピス岩手	九州ネット協同組合
狄 佳	夢に向かって	中国/ 電子機器組立て	旭電器工業株式会社	ELC 事業協同組合
張 洪波	日本の温泉	中国/ 紙器・段ボール箱製造	有限会社ソノダ	オービーシー協同組合
肖 丽	走り続ける	中国/ プラスチック成形	株式会社カヤ精密工業	静岡県日中経済協同組合
李 平	味噌汁が深い	中国/ 介護	社会福祉法人昌明福祉会	PNJ 事業協同組合
李 簞	梅の花に思うこと	中国/ 家具製作	有限会社サンケイ	宮崎ウッド事業協同組合
ON THI ANH NGUYET	20歳-初桜の季節	ベトナム/ 紙器・段ボール箱製造	伸興荷材株式会社	GTS 協同組合
LE THI MAI TRANG	努力は報われる。	ベトナム/ そう菜製造業	株式会社ゆめデリカ	あおぎり協同組合
DIMAS RIZAL MAULANA HASYIM	働き方改革は何ですか？	インドネシア/ 機械加工	株式会社ケイ・エム・ケイ	公益社団法人アジア産業技術交流協会

技能実習生との良好なコミュニケーションのとり方

(公財)国際人材協力機構 実習支援部職種相談課 川上 光信

日本経団連が2018年に発表した「新卒採用についてのアンケート調査」によれば、企業が採用選考にあたって重視した点は、上位から順に「コミュニケーション能力」「主体性」「チャレンジ精神」「協調性」「誠実性」です。ダントツのトップが「コミュニケーション能力」で、6年連続の第一位です。企業の人事担当者が求めるコミュニケーション能力とは、自分の考えを的確に相手に伝え、相手の気持ちや意図を的確に捉えるチカラであり、また、どんな場面でもどんな人ともやりとりして、相手を見て、空気を読んで行動できる環境順応力のことを言います。異なる価値観や常識を持つ相手とのコミュニケーションの必要性が増してきていることが背景にあるからでしょう。

技能実習の現場では、技能実習生たちがはつらつと仲良く協働して、失敗やつまずきを前向きに捉えてプラスにしていけるようにコミュニケーションをとりたいものです。お互いの人間関係を丸く収めて信頼関係を築くことが、コミュニケーションの大事な役割ではないでしょうか。

本稿では、技能実習生がコミュニケーションの主役、という視点から、職場指導者が作業指示を出すときの心得について考えてみましょう。立場を置き換えると、違った景色が見えてくる。これがねらいです。

技能実習生が コミュニケーションの主役

その1

指導者が技能実習生に仕事の指示を出す。そのとき、指示を言葉で伝えます。まさに、「伝えた」です。人は、相手の言葉を自分の頭の中で仕分けしながら理解します。相手の言葉も自分の言葉で納得します。そのため、「伝わるように伝えた」としても、「正しく伝わらない」ことが、しばしばあります。「伝わらない」「わかり合えない」のは、自分中心のコミュニケーションだからではないでしょうか。

相手本位のコミュニケーションが、技能実習生のモチベーションを高めた事例を紹介します。ここから先、お読みいただくのは、JITCOが毎年開催する、外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクールでの受賞作品の一つです。技能実習生が日本語というハンディを抱えながら、次第に職場の風土や考え方の違いを受容していく様子を知ることができます。まずはご一読ください。

言葉のコミュニケーション

グエン ダン タン(NGUYEN DAN THANH)

ベトナムの貧しい田舎で生まれ育った私は学生時代

から日本で働ける事を憧れとしてしました。しかし誰一人として私の考えを支持してくれる人はいませんでした。自分の将来と家族の娘としての責任を強く思い、精一杯頑張りたいという考えを皆さんに伝え、ようやく技能実習生として日本に来る事が出来ました。日本に来たら自分の親が心配していたことが本当に分かりました。やはりいろいろなことがありました。



日本に来る前に日本での生活に溶け込むために故郷で日本語を一年間ぐらい勉強しましたが会社に入ったばかりの時皆さんは私が何を言っているのか分からなく、その上話しをする時に沢山の誤解もありました。私は元々人と話す事が苦手でほとんど人と口を利きませんでした。その為会社の人とコミュニケーションはなかなか出来ませんでした。その時私は皆さんと言葉の壁で隔てられ、まるで別世界にいるかのようでした。自分の自信が消えつつあり日本語が怖く感じてしまいました。

私の仕事は金型の仕上げ作業です。金型がピカピカになるように砥石を使用して磨く事です。この工程は簡単そうに見えますが、金型のカッター目が凹んで

しまわないように磨くのはとても難しいです。何故かと言えば製品公差は±0.2ミリぐらいだからです。作業中はリーダーに何回かチェックを頼む必要がありますが、私は発音が苦手で確認を頼めば皆さんに笑われると思い確認してもらわずに磨き続けました。その結果は磨きすぎというミスをしてしまいました。その時厳しい顔をしているリーダーが私に聞きました。「不良の原因はどうしてですか?タンさん分かりますか?。」私は顔が真赤になってどう答えていいかわからないうちにリーダー言いました。「あなたが出来ないからでなくはっきり指示を確認しなかったからです。分からなければ聞かなくては駄目ですよ。日本語を話さずに勉強するでは宝の持ち腐れのようなものですよ。」この言葉は本当に私に衝撃を与えてくれました。今の私は毎日日本の本を読書します。会社の休憩時間には皆さんに話しかけるようにしています。日本語を使えば生活も仕事も出来ると思うからです。

長い人生の三年間を日本で生活する事は私の人生で貴重な三年間になります。日本に来て先進国の文化を肌で感じ体験出来る事はとても良い経験です。日本で学んだ事でベトナムに帰ってからの生活はもとより仕事にもとてもプラスになると信じています。これは後輩をはじめ日本を知らなかった前の私のような人に今後笑顔をして話してあげたいと思っています。

(原文のまま掲載)



JITCO 日本語作文コンクール受賞を知り、笑顔で研磨作業を行うタンさん
／若園精機株式会社(実習実施者)提供 2016年8月撮影

一読されて、どのような点が印象に残りましたか? 技能実習生タンさんと職場リーダーの気持ちを、推測してみましょう。

【技能実習生タンさんが会話を回避する気持ち】

日本の生活に溶け込むために日本語を勉強しなければ、という気持ちがある一方、一年間も勉強したのに、うまく話せないし聞いてもよく分からないので、ネガティブ

になってしまい、人との会話を避けてしまう。心の中で前に進もうという気持ちと後ろ向きになる気持ちが49対51のところまでせめぎ合っているとしたら?

そういった場合には、職場のみなさんが背中を押してあげることが大事です。まだ日本語が通じなくても、聞き取りやすい日本語で、ゆっくりと話し、大げさなくらいの表情・身振り手振りで話し掛けてあげると、こちらの想いを受信してくれるでしょう。タンさんが、「わたしに好意を持ってくれている」と感じてくれば、まさに良好なコミュニケーションです。

【職場リーダーの対応】

職場リーダーはタンさんの仕事ぶりをよくみています。また、日本語に自信がないことも知っています。さらに、タンさんの性格も掌握しているようです。



危うい理解で仕事を進めるタンさんがミスをする機会を見過ごさず、冷静に話し掛けます。いきなり叱るのではなく、ストレートにミスの原因を指摘するのでもなく、質問の言葉で、相手が考えて、気づくように仕向けています。「どうしてミスしたの?」と理由を聞いたつもりでも、強い口調で「どうして?!」と言えば、相手は責められていると受け止めて、沈黙するでしょう。さらに、リーダーは、注意・指摘をしたら、長所を探して、当たり前のことでも、「褒めること」を忘れません。タンさんの仕事ぶりが良いのはよく見ているよ、役に立っているよ、だから、日本語も一生懸命勉強してください、とエールを送っています。

先に「褒め言葉」を言って好意を示してから注意し、諭す人もいます。みなさんはどちらでしょうか? いずれに



しても、前向きになれるように良い点を探して褒め、励ますことは、「人を動かす」ときの原則です。職場リーダーの最後の一言がタンさんの心に届き、プラス思考のスイッチが入りました。

最後にもう1点、タンさんにとって、大変印象的な言葉がありました。「日本語を話さずに勉強する(の)では宝の持ち腐れ」とのリーダーの言葉は、タンさん自身の気持ち

を代弁する言葉のようだとタンさんは思ったのでしょう。このリーダーの語りから、技能実習生がコミュニケーションの主役になっていることが分かります。指示命令の口調とは違い、相手の人たちの意識、想いに寄り添った呼びかけは、相手の心に届くコミュニケーションです。

技能実習生が コミュニケーションの主役

その2

次に、技能実習生に伝わる指示の出し方について考えてみましょう。私が講師を務めるJITCO 技能修得支援セミナー「実習生のモチベーションを持続させる指導のチカラ」の中から、6つの心得を抜粋して、まとめてみました。

1 名前呼びかけましょう

誰もが名前呼びかけられると、嬉しくなることでしょう。人と仲良く仕事をするとき、そして人を動かすときの原則です。

2 「やさしい日本語」で伝えましょう

「やさしい日本語」は、災害時などに日本語も英語も理解できず困っている外国人に分かりやすく伝えるために発案されました。

その基本ルールは、

- ①一文を短く、簡単な言葉を使う。小学校3年生が習うレベルで。
- ②ゆっくり、はっきり。技能実習生の3人に一人が、指導員が早口すぎるから理解できない、と答えています。一般に、技能実習生にとって、防災スピーカーの呼びかけの速さが聞き取りやすいと言われていました。
- ③分かち書きで。文節の間に余白を空けて区切り、分かち書きにします。言葉の塊は一息で発音し、空白で息をちょっと止めます。
- ④ですます調で。技能実習生が習っている言葉です。説明か、指示か、質問か、明確になります。さらに、主語が入れば、はっきりします。

3 結論を先に、時系列(事の起こる順番)で伝えましょう

最初に全体像を結論的に述べ、次に具体的な内容を

事の起こる順番で述べるのが、分かりやすいコミュニケーションのとり方の鉄則です。

4 元気に伝えましょう

「指示は業務命令だから上から目線で出す」と考える人がいます。しかし、主体性とやる気を引き出すことを重視するのであれば、NGです。一緒に頑張ろうという気持ちを込めて元気に伝えましょう。

5 指示が伝わったかどうか確認しましょう

「分かりましたか?」と聞けば、「分かりました!」と返事が返ってきますが、理解したかどうかを確認できません。指示の後には、ポイントを復唱させる習慣が最善です。

6 報告の仕方を決めましょう

指示を出したあと、技能実習生が何を、いつ、どのように報告するとよいのか、一緒に決めましょう。報告の仕方は、人それぞれの解釈もあり、「くせ」があるようです。「悪いくせ」は、直してあげましょう。

では、最後に、指示の出し方の一例を記します。参考にしてください。

【指導員が技能実習生Aさんに指示を出す】

- ・Aさん! / 今日の仕事を / 話します。 / ポイントは / 3つです。
- ・箱の中に / 部品があります。 / 数が / いくつありますか? / 正確に数えて、 / 箱のラベルに / 数字を書いてください。
- ・次に、 / ボードの指示書を / 読んでください。
- ・同じ条件で / 機械を準備してください。
- ・準備が終わったら、 / 製品を / 50個、 / 試し打ちします。 / ひとつずつ / 不良をチェックします。 / チェックが終わったら / 先生に / 報告すること。
- ・では、Aさん! / 先生の指示を、 / 順番に、 / 大きな声で / 言ってください。

コミュニケーションの極意を知らなくても、職場のみなさんが、プラス思考でコミュニケーションをとり合うことこそ、技能実習生たちが元気に仲良く協働する「魔法の杖」になるのではないのでしょうか。

外国人材の受入れに関する Q&A

技能実習生や特定技能外国人は、自己都合のみならず制度上の求めにより“一時帰国”をする場面が想定されます。そのため外国人材を受け入れる企業等には様々な配慮が求められますが、今回は、JITCO に寄せられた相談事例の中から、“一時帰国”に関わるものを4つご紹介しますので、参考にしてください。

Q1 【第3号技能実習に係る一時帰国について】
第3号技能実習移行時の一時帰国については、第3号技能実習を開始する前のほか、第3号技能実習開始後1年以内に、1ヶ月以上1年未満の一時帰国を行うことが認められました。従前の手続きとの違いを教えてください。

A1 第3号技能実習開始後に一時帰国をする場合、第3号技能実習計画の認定申請前に帰国時期を決定し、技能実習計画に記載する必要があります。また、一時帰国の時期を変更する場合、外国人技能実習機構への届出は不要ですが、地方出入国在留管理局における在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請の審査の際には、技能実習計画に記載されたとおりの一時帰国の有無を確認されるため、帰国時期の変更を行った旨の説明（書式自由）を添付して申請する必要があります。

なお、一時帰国の時期については、技能実習計画作成時に実習実施者が決定するものですが、決定に際しては、技能実習生の希望を聴取した上で調整が行われることが想定されています。

Q2 【一時帰国後の再雇用前の健康診断について】
「技能実習2号」の在留資格で日本に在留しているAさんは、「技能実習3号」を始める前に一時帰国をする際、一度雇用契約を終了し、日本に戻り次第再び雇用契約を締結する予定です。その場合には改めて雇入時の健康診断を行う必要がありますか。

A2 雇入時の健康診断は、常時使用する労働者を雇入れた際における適正配置、入職後の健康管理のために行われるものであり、一時帰国前と同一の実習実施者で一時帰国後も技能実習生を受け入れる場合には改めて行わなくても構いません。

Q3 【年金脱退一時金について】
私たち監理団体が実習監理する企業様では技能実

習生と特定技能外国人を雇用しています。外国人でも要件を満たせば厚生年金（国民年金）保険の脱退一時金を請求できますが、第3号技能実習開始後に一時帰国をしたり、特定技能外国人として引き続き日本に在留する場合、支給上限の3年を超えてしまうこととなります。何か救済措置はないのでしょうか。

A3 脱退一時金の支給金額は、日本の年金制度に加入していた期間に応じて3年を上限として計算されますが、令和2年5月29日、第201回通常国会において、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立（令和2年6月5日公布）し、脱退一時金の支給上限年数が、令和3年4月1日より5年に引上げられることになりました。具体的な年数は政令で規定される予定ですので、引き続き注視してください。

Q4 【技能実習2号終了後の特定技能への移行について】
第2号技能実習修了後、母国に一時帰国することなく、特定技能1号に在留資格を変更した際に気を付けることはありますか？

A4 Q1で説明した技能実習における一時帰国の場合と異なり、本ケースにおける資格変更時には、日本の法令上必ずしも一時帰国は求められておりません。

ただし、特定技能所属機関は、特定技能外国人から一時帰国の申出があった場合は、事業の適正な運営を妨げる場合等業務上やむを得ない事情がある場合を除き、何らかの有給または無給の休暇を取得することができるよう配慮することが必要になります。「業務上やむを得ない事情」とは、特定技能外国人が担当する業務が他の労働者が代替することが不可能な業務であって、休暇取得希望日に当該外国人が業務に従事しなければならないことについて合理的な理由がある場合をいいます。

なお、すでに労働基準法上の年次有給休暇をすべて取得した特定技能外国人から一時帰国を希望する申出があった場合も、同様の配慮が望めます。

在留資格「特定技能」での各国の送出国・受入手続

2019年4月に創設された在留資格「特定技能」に関しては、2020年5月末時点で約5,200人の外国人の方が在留資格「特定技能1号」（特定技能外国人）として在留しています。特定技能外国人を受け入れるためには、日本側での在留資格認定証明書の交付手続等が必要となるほか、各送出国が定めた一定の手続を経る必要があります。2020年7月号のかけはしでは、フィリピン国籍の方の送出国・受入手続を説明しましたが、今回はフィリピン以外の主要送出国の送出国・受入手続について説明します。

■ 主要送出国における送出国・受入手続のポイント早見表

送出国	特定技能外国人の受入・雇用	求人に係る手続	雇用契約締結に係る手続	その他の手続
インドネシア	新たに送出国から受け入れる場合	労働市場情報システム(IPKOL)に求人情報を登録する。	労働市場情報システム(IPKOL)に登録した求人情報に求職があった場合等、双方の合意により雇用契約を締結する。	インドネシア国籍の方自らが海外労働者管理システム(SISKOTKLN)へ登録し、移住労働者証(E-KTLLN)の発行を受けて査証発給申請を行う。
	日本に在留する方を受け入れる場合	インドネシア国籍の方自らが、海外労働者管理システム(SISKOTKLN)に登録し、インドネシア海外労働省・保護庁の移住労働者証(E-KTLLN)の発行を受けた上で、駐日インドネシア大使館に海外労働者登録手続を行う。	日本に在留するインドネシア国籍の方と直接雇用契約を締結する。	在留資格変更許可申請を地方出入国在留管理官署に申請する。
ネパール	新たに送出国から受け入れる場合	直接採用活動を行う。または駐日ネパール大使館に求人申込みを提出する(有料)。	ネパール国籍の方と直接雇用契約を締結する。	ネパール国籍の方は、出国する前に、健康診断の受診、オリエンテーションを受講した上、海外労働許可証を取得する。
	日本に在留する方を受け入れる場合	直接採用活動を行う。	ネパール国籍の方と直接雇用契約を締結する。	在留資格変更許可申請を地方出入国在留管理官署に申請する。一時帰国の際は海外労働許可証を取得する。
ミャンマー	新たに送出国から受け入れる場合	ミャンマー政府から認定を受けた送出国機関を通して行う。	認定送出国機関から人材の紹介を受け、雇用契約を締結する。	ミャンマー国籍の方はミャンマー労働・入国管理・人口省から海外労働身分証明カードを取得する。
	日本に在留する方を受け入れる場合	直接採用活動を行う。	ミャンマー国籍の方と直接雇用契約を締結する。	在日ミャンマー大使館にパスポートの更新申請を行い、在留資格変更許可申請を地方出入国在留管理官署に申請する。
カンボジア	新たに送出国から受け入れる場合	カンボジア政府から認定を受けた送出国機関を通して行う。	認定送出国機関から人材の紹介を受け、雇用契約を締結する。	カンボジア労働職業訓練省から登録証明書を取得し、地方出入国在留管理官署へ提出する在留資格認定証明書交付申請に添付する。
	日本に在留する方を受け入れる場合	直接採用活動を行う。認定送出国機関を通すことも可能。	日本に在留するカンボジア国籍の方と直接雇用契約を締結する。	カンボジア労働職業訓練省から登録証明書を取得し、地方出入国在留管理官署へ提出する在留資格変更許可申請に添付する。

■ 各国ごとの手続の特徴や留意点

インドネシア国籍の方の送付・受入手続

● インドネシアから新たに受け入れる場合

インドネシアから新たに特定技能外国人としてインドネシア国籍の方を受け入れるためには、日本の受入機関が、インドネシア政府が管理する労働市場情報システム (IPKOL) に登録して求人することがインドネシア側から強く求められています。(「送付機関」を通す必要はありません。) 本システムへの登録における使用できる言語は、英語及びインドネシア語となります。

インドネシア国籍の求職者は、本システムへの登録は、無料であり、受入機関とインドネシア国籍の方が双方合意することで、雇用契約を締結します。

雇用契約締結後、受入機関は、地方出入国在留管理庁へ在留資格認定証明書の交付申請を行い、交付を受けた同証明書を相手方(求職者)に郵送します(下図左側③～⑤)。

在留資格認定証明書を受け取った求職者(申請人)は査証申請を行うまでに、インドネシア政府が管理する海外

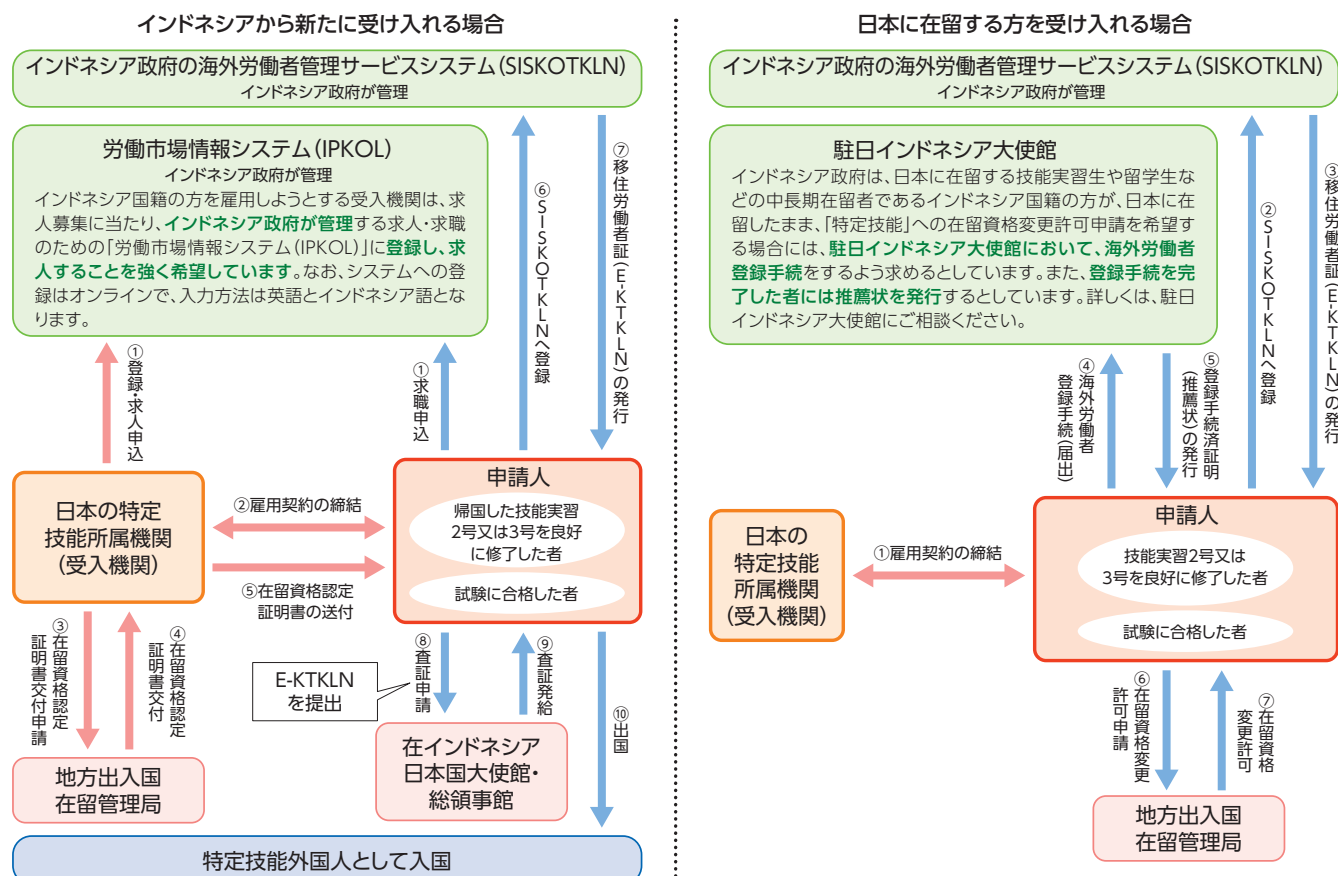
労働者管理システム(以下、SISKOTKLNと言う)に登録する必要があり、この登録が完了するとインドネシア海外労働者・保護庁の移住労働者証(以下、E-KTKLNと言う)が発行され、在留資格認定証明書とE-KTKLNを提示して査証申請を行うこととなります(下図左側⑥～⑧)。

● 日本に在留する方を受け入れる場合

日本に在留するインドネシア国籍の方を特定技能1号の在留資格で受け入れる場合は、直接雇用契約を締結することが可能ですが、在留資格変更許可申請を行う前に、特定技能外国人となるインドネシア国籍の方が、SISKOTKLNへ登録する必要があり、登録完了後、前述のE-KTKLNが発行され、駐日インドネシア大使館に海外労働者登録手続を行わなければなりません(下図右側②～⑤)。

このE-KTKLNの取得が必要とされているのは、インドネシア国籍の方が、海外でトラブル等に巻き込まれた場合の保護のためであり、受入機関の方も、雇用するインドネシア国籍の方にE-KTKLNを取得するよう説明することをお勧めします。

インドネシア特定技能外国人に係る手続の流れについて



ネパール国籍の方の送付・受入手続

●ネパールから新たに受け入れる場合

新たにネパールから特定技能外国人を受け入れる場合、受入機関は、ネパール国籍の方に直接求人のための採用活動を行うほかにも、駐日ネパール大使館に有料で求人の申込みをすることができます。後者の場合は、ネパール労働・雇用・社会保障省海外雇用局日本担当部門に求人情報が送られ、開示されます。

直接の採用活動、または、駐日ネパール大使館を通して、雇用契約を締結した後、在留資格認定証明書交付申請手続を経て査証発給の申請となりますが、ネパールの制度上、査証発給後はネパール労働・雇用・社会保障省海外雇用局日本担当部門に対し、オンラインにて海外労働許可証の発行申請が必要となります（下図左側⑦）。ネパールの出国審査において海外労働許可証が確認されます。

さらに、特定技能外国人として来日予定の方は、指定の医療機関で健康診断の受診後、出国前に2～3日間のオリエンテーションを受けるほか、海外労働保険への加入や海外労働者社会福祉基金へ一定額の支払いを求められます。

査証発給から海外労働許可証を取得するまでには、概ね10日程度かかります。

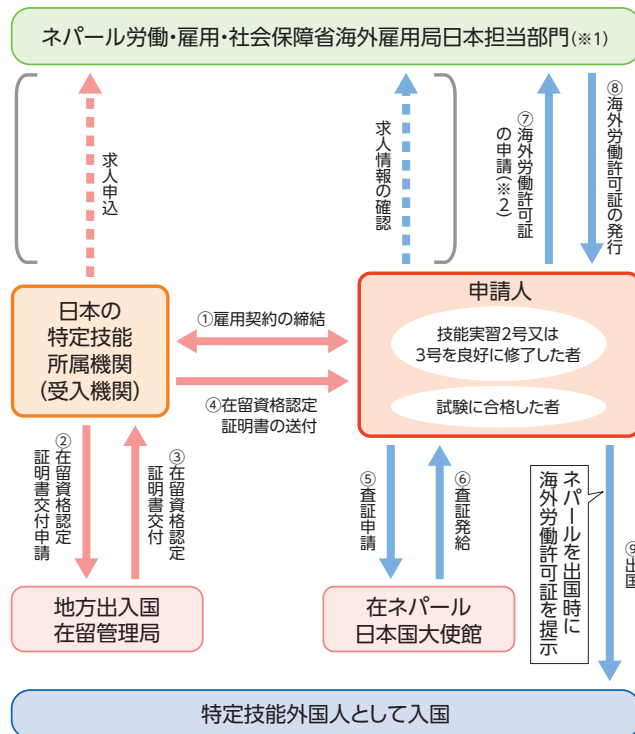
●日本に在留する方を受け入れる場合

日本に在留するネパール国籍の方を特定技能外国人として受け入れる場合は直接本人と雇用契約を締結し、在留資格変更許可を受けます。

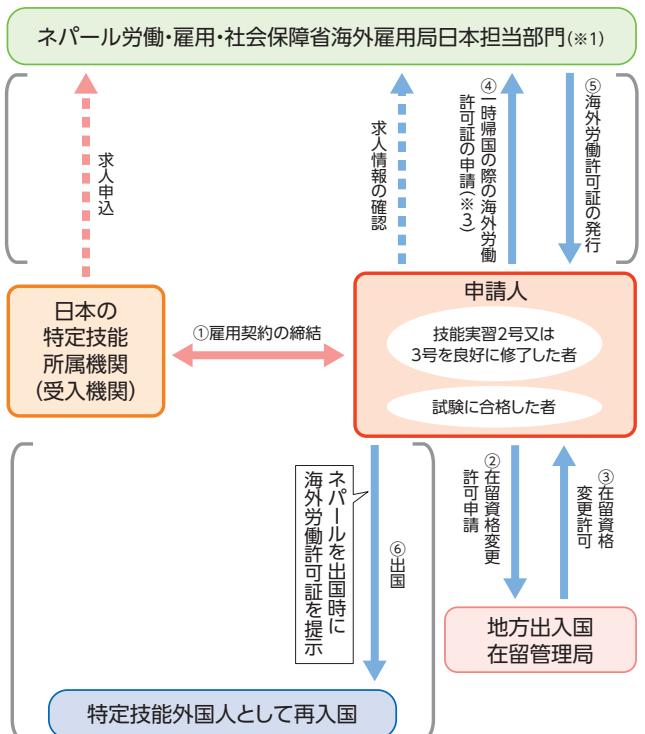
ただし、その場合、特定技能の在留資格を保有したまま再入国許可（みなし再入国許可含む）制度を利用してネパールに一時帰国をしたときには、ネパール労働・雇用・社会保障省海外雇用局日本担当部門に海外労働許可証の発行を申請、取得する必要がありますので、注意してください。

ネパール特定技能外国人に係る手続の流れについて

ネパールから新たに受け入れる場合



日本に在留する方を受け入れる場合



（※1）日本の特定技能所属機関は、駐日ネパール大使館を通じてネパール労働・雇用・社会保障省海外雇用局日本担当部門に求人申込を提出することも可能とのことです。その場合、提出された求人は、ネパール労働・雇用・社会保障省海外雇用局日本担当部門により求人者に開示されるとのことです。

（※2）査証を取得後、ネパール労働・雇用・社会保障省海外雇用局日本担当部門から海外労働許可証を取得するとのことです。

（※3）在留資格「特定技能」への変更が認められた後、再入国許可（みなし再入国許可を含む。）によりネパールに一時帰国した際に、ネパール労働・雇用・社会保障省海外雇用局日本担当部門に申請し、海外労働許可証を取得するとのことです。④～⑥は、ネパール特定技能外国人が一時的帰国し、再度入国する場合に必要な手続で、日本に在留している場合は必要ありません。

出典：法務省出入国在留管理庁よりJITCO作成

ミャンマー国籍の方の送付・受入手続

●ミャンマーから新たに受け入れる場合

ミャンマー国籍の方を特定技能外国人として受け入れる場合は、採用活動を行うにあたり、ミャンマーの制度上、ミャンマー政府から認定を受けた現地の送付機関を通じて、人材の紹介並びに雇用契約を締結することが求められています。ミャンマー政府によって認定された送付機関のリストは法務省のホームページに掲載されています。
(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html)

送付機関は求人を行う際、受入機関から提出された求人票をミャンマー労働・入国管理・人口省に提出し、求人票の許可・承認を得る必要があります(下図左側①～⑦)。送付機関は、求人票を基に人材を募集し、受入機関に紹介することで雇用契約の締結を仲介します。

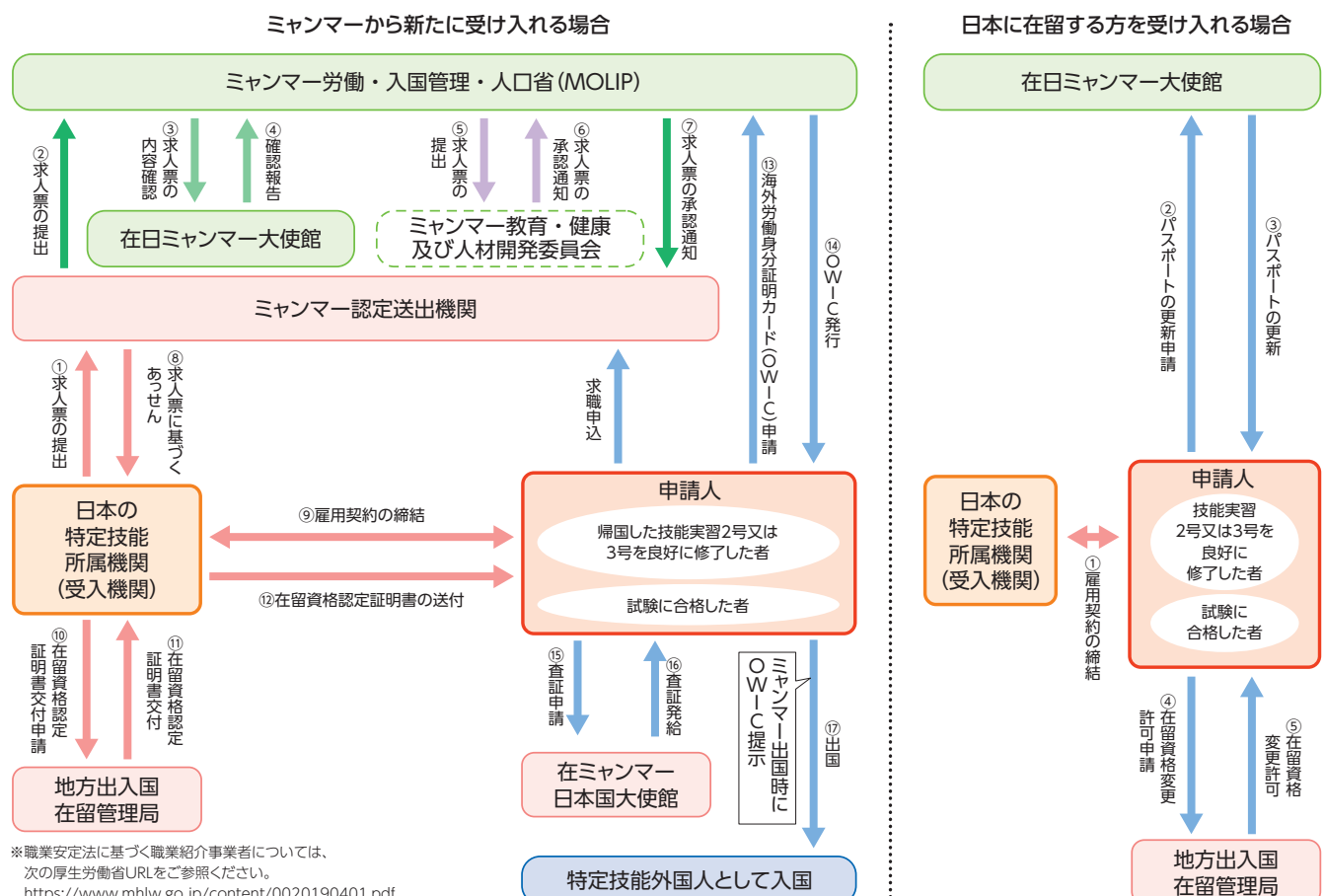
雇用契約を締結した後に、受入機関は在留資格認

定証明書交付申請を地方出入国在留管理庁へ行い、交付後に同証明書を本人へ送付し、査証の発給手続に入ります。特定技能外国人として就労するために来日する予定の方は、査証発給前に、ミャンマー労働・入国管理・人口省に対し、海外労働身分証明カード(OWIC)の発給申請を行わなければなりません(下図左側⑩)。同カードは、ミャンマー出国時に提示する必要があります。

●日本に在留する方を受け入れる場合

日本に在留しているミャンマー国籍の方を特定技能外国人として受け入れる場合は、現地の送付機関を通して採用活動を行う必要はありません。直接ミャンマー国籍の方に採用活動を行うことができ、双方の合意で雇用契約を締結することができます。なおこの場合、日本に在留しているミャンマー国籍の方は、在日本ミャンマー大使館において、パスポートの更新申請を行う必要があります。これらの手続終了後、地方出入国在留管理官署に在留資格変更許可申請を行い、許可されれば手続終了となります。

ミャンマー特定技能外国人に係る手続の流れについて



*職業安定法に基づく職業紹介事業者については、次の厚生労働省URLをご参照ください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/0020190401.pdf>

出典:法務省出入国在留管理庁よりJITCO作成

カンボジア国籍の方の送付・受入手続

●カンボジアから新たに受け入れる場合

カンボジア国籍の方を新たに特定技能外国人として受け入れる場合は、カンボジアの制度上、カンボジア政府から認定を受けた現地の送付機関を通して、人材の紹介等を受ける必要があります。カンボジア政府から認定を受けた送付機関のリストは法務省のホームページに掲載されています。(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html)

認定送付機関から日本の受入機関が人材の紹介を受け、カンボジア国籍の求職者と雇用契約を締結した後、来日する予定のカンボジア国籍の方は、認定送付機関を通して、「登録証明書」の発行をカンボジア労働職業訓練省（以下、MoLVTと言う）に対して申請する必要があります（下図左側④～⑥）。登録証明書は、カンボジアの国内規則に従って必要な手続を行ったことがMoLVTに確認された場合に発行されることになってい

ます。この登録証明書の発行には、2～3営業日の期間を要します。

日本の受入機関は、在留資格認定証明書の交付手続の際に、この登録証明書の添付が必要となりますので、来日予定のカンボジア国籍の方に同証明書の送付を求める必要があることに注意してください。

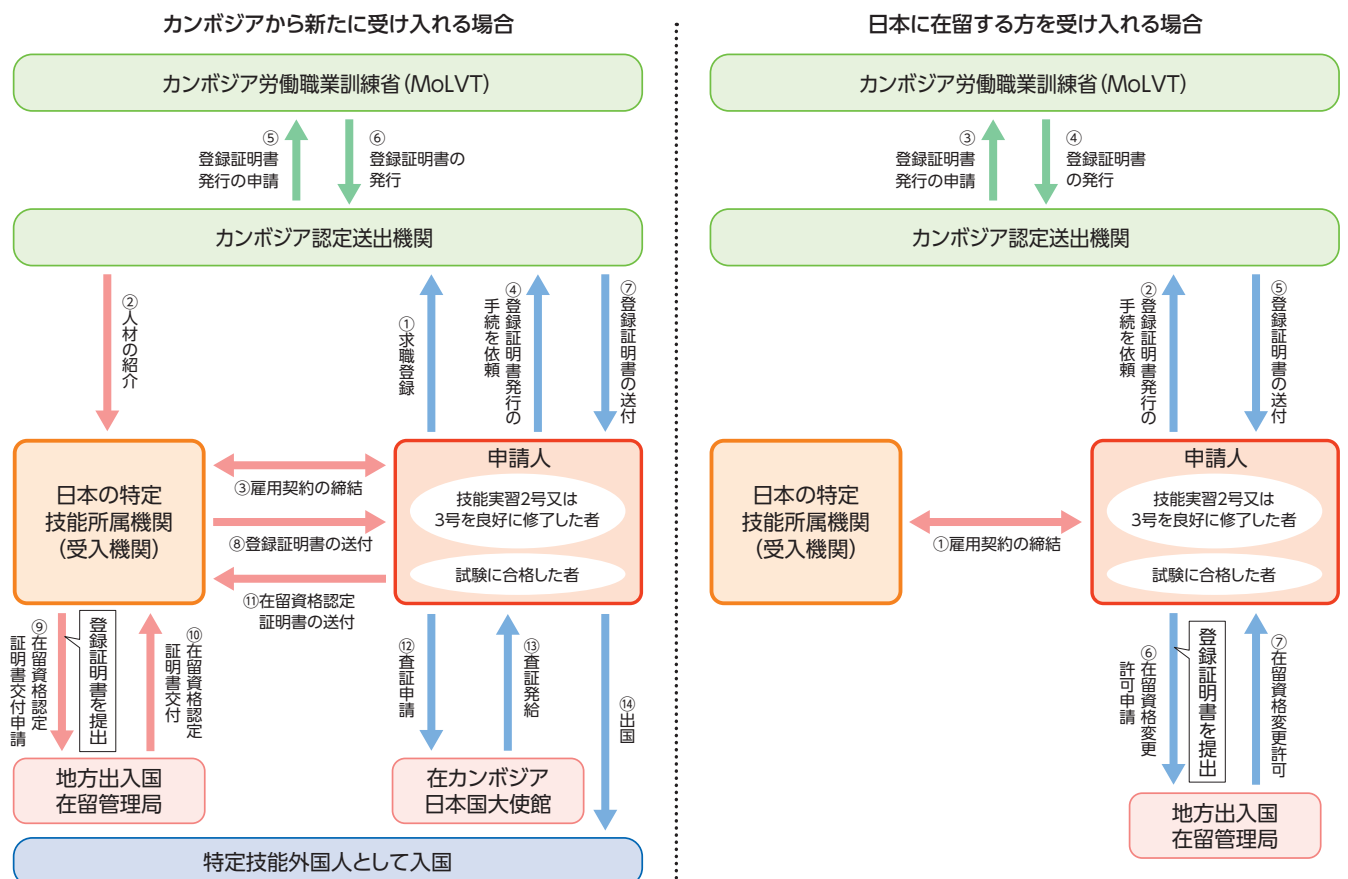
在留資格認定証明書の取得後、査証の発給手続を行うこととなりますが、出国前のオリエンテーションの受講が来日予定の方に求められています。

●日本に在留する方を受け入れる場合

日本に在留するカンボジア国籍の方を特定技能外国人として受け入れる場合は、必ずしも送付機関を通す必要はなく、直接カンボジア国籍の方と雇用契約を締結することができます（認定送付機関を通して行うことも可能です）。

雇用契約締結後は、同様にMoLVTに対して登録証明書の発行の申請を行う必要があります。登録証明書発行後、在留資格変更許可申請に同証明書を添付して申請し、許可されれば手続終了となります。

カンボジア特定技能外国人に係る手続の流れについて



※職業安定法に基づく職業紹介事業者については、次の厚生労働省URLをご参照ください。https://www.mhlw.go.jp/content/0020190401.pdf

出典：法務省出入国在留管理庁よりJITCO作成

国際的な人の往来再開に向けた 段階的措置について (2020年9月1日時点)

追加的な防疫措置を条件とする入国制限の緩和

日本は新型コロナウイルスに関する水際対策として世界159ヶ国・地域を対象に感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)を発出し、当該対象国・地域からの入国拒否の措置を取っていますが、ベトナムとタイについては7月29日より、**追加的な防疫措置**を講じることによって、一部往来が可能となっています。

「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」のパターンには、

- ① ビジネストラック(短期出張者用)
- ② レジデンスラック(中長期滞在者用)
- ③ 再入国許可(みなし含む)保持者の再入国

があり、このうち技能実習生や特定技能外国人に当てはまるケースは②と③の2つとなります。

日本へ入国する際の追加的な防疫措置の概要

追加的な防疫措置には下表の通り、対象者本人や対象者の受入企業、団体に対し、出発国・地域において出国前に求められる措置と、日本において入国時および入国後に求められる措置があります。

出発国・地域	出国前
日本	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新規査証の取得 ■ 14日間の健康モニタリング ■ PCR検査証明の取得(出国前72時間以内の検体採取) ■ 民間医療保険への加入*
	入国時
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 空港でのPCR検査 ■ 質問票(機内で配布)の提出 ■ 誓約書の提出 ■ 次の3つのアプリをスマートフォンにインストール <ol style="list-style-type: none"> ① LINEを使用した入国後14日間の健康状態の報告(外国人が自ら報告する場合) ② 感染者との接触情報の確認(厚生労働省作成「COCOA」を使用) ③ 本人位置情報の確認
	入国後
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 14日間の公共交通機関不使用 ■ 14日間の自宅・宿泊施設等(個室管理ができる施設/共同の風呂・トイレは不可)での待機 ■ 14日間の健康フォローアップ ■ 14日間の位置情報の保存

※対象者は、入国時に民間医療保険(滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む)に加入しているようにしてください。なお、入国時点で日本の公的保険制度(健康保険や国民健康保険など)に加入している場合は、この限りではありません。

外務省

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

◆追加的な防疫措置を条件とする入国制限の緩和については、ベトナム、タイ以外の国・地域とも協議・調整の上、準備が整い次第、順次実施予定とされています。9月8日にミャンマー・カンボジア・ラオス・マレーシア・台湾、9月中にシンガポールを対象に開始される予定です。その他にも豪州・ニュージーランド・韓国・中国・香港・マカオ・ブルネイ・モンゴルと協議・調整が行われています。

出国前の新規査証の取得について

【ベトナムにおける新規査証の申請】

在ベトナム日本国大使館にて、7月29日から新規査証の申請受付が開始されています。在ハノイ大使館ホームページの案内によると、「技能実習」および「特定技能」については多数の申請が予想される中、発給可能数が限られていることから、まずは対象を「発給日(Date of issue)が2020年1月6日～3月27日である「技能実習」又は「特定技能」の日本国査証を有し、我が国による水際対策措置のために渡航できなかった方』に限定するとされています(なお在ホーチミン総領事館ホームページには、そのような記載はありません)。

対象は今後順次拡大されるとのことですので、最新情報は大使館にご確認ください。

在ベトナム日本国大使館 https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona0722.html

【タイにおける新規査証の申請】

在タイ日本国大使館にて、7月29日から新規査証の受付が開始されています。

在タイ日本国大使館 https://www.th.emb-japan.go.jp/itpr_ja/news_20200722.html

再入国許可(みなし含む)保持者の再入国

8月31日までに日本を出国し、入国拒否対象地域(159カ国・地域)に留まる「再入国許可(みなし含む)保持者」(技能実習生・特定技能外国人を含む)については、滞在先国・地域の日本大使館・総領事館において「再入国関連書類確認書」の交付を受ける必要があります。

9月1日以降に日本を出国する「再入国許可(みなし含む)保持者」については、出国前に出入国在留管理庁に申請し「受理書」の交付を事前に受ける必要があります。

なお、どちらの該当者にも滞在先国・地域を出国する72時間以内に実施された新型コロナウイルス感染症に関する検査の陰性証明の取得が求められています。

法務省 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00245.html

内容は時々刻々と更新されます。最新情報および詳細は、JITCO・外務省・法務省の各ホームページをご参照ください。

■本件に関するお問合せ先 国際部 TEL: 03-4306-1151

技能実習生 の お国ぶり・暮らしぶり



読書事情

食欲の秋、スポーツの秋、読書の秋。日本の秋の風物詩はいろいろありますが、今回は「読書の秋」にちなんで、アジアの国々における読書にまつわるエピソードをお届けします。日本では毎年10月下旬から11月にかけて「読書週間」が定められ、期間内に本を購入すると「書店くじ」が配られるなど、読書の楽しさを促進するための工夫が続いています。また、今年は新型コロナウイルス感染症の影響で外出を控え、自宅で読書を楽しむ人が増えていると言われています。さて、アジアの国々の読書事情はどうでしょうか？ ぜひご一読ください。



Vietnam (ベトナム)

ファム・ラン・アイン(元 JITCO 母国語相談スタッフ)

読書好きな国民性で、 新しい楽しみ方も広がっています

私は子どもの頃から、本を読むことが好きでした。それは多分、当時ベトナムが戦争中であったこと、そして戦後も生活が厳しく、ほかに娯楽と呼べるものがなかったからかもしれません。日々の暮らしのなかで、国内の有名な文学作品や、ベトナム語に翻訳された海外の作品、例えば、アレクサンドル・デュマ・ペールの「三銃士」やエミリー・ブロントの「ジェーン・エア」などから、多くの知識を得ることができました。

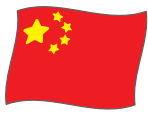
ハノイ在住の知人・友人の話によれば、経済発展に伴い人々の生活が忙しくなってきたこと、若者の趣味や関心の幅が広がったことから、読書をする人が段々と減っているようです。そのため最近では、読書を啓発する活動が盛んに行われているのだそうです。例えば「子どもと読書」というクラブでは、毎週末、親子で集まって本を読み、おすすめの本を紹介しあったりします。活動場所には図書館のような蔵書もあり、子どもたちは毎日いつでも本を読むことができます。また、ベトナムの多くの地域には「移動図書館」のサービスがあり、都市・郊外を問わず、希望する読者に本を届ける取り組みがなされています。

ベトナムの出版社は原則的に国営ですが、この数十年の間、国営の出版社と協力して本を出版する民営の出版社が登

場し、人気を博しているようです。出版物の内容は、1世紀近くにわたるロングセラーの古典（例えばデール・カーネギーの「人を動かす」や、世界的なベストセラー、恋愛小説など）もあれば、企業経営のハウツー本や子育ての本、教育や留学に関する本など、30年前よりずいぶんとバリエーションが増えています。

また各社は、読書の啓発や本の販売のために多大な努力をし、昔ながらの伝統的な書店で販売するだけでなく、読者を惹きつける新しい取り組みもしています。例えば出版社の社内や、個人商店が集中するエリア、大学、カフェなどでも本が売られているのです。とくにハノイでは、人々に本の魅力を知ってもらおうと、季節ごとにブックフェアが開催され、各出版社が参加し、本の値下げが行われます。また近年話題になっているのが、「ハノイブックストリート」(Pho sach 19-12)の誕生です。書店が立ち並ぶとてもおしゃれな通りで、カフェや座れるスペースもあり、ゆっくりと本を選んだり、読んだりできます。この静かで美しく開放的な空間は、若者や小さな子ども連れの家族が写真を撮り、SNSにアップしたりするのに理想的な場所ですから、おのずと集客につながっているのです。

暮らしが少しずつ変わっていき、人々の関心を引くものが増えてきた現在では、読書に割く時間は減ったかもしれませんが、しかし私はベトナムに帰るたびに書店に寄り、日本に持ち帰るための本を買うのです。書店を巡る楽しさは、今も昔も全く変わっていません。



China [中国]

兎 国華(元JITCO 母国語相談スタッフ)

紙媒体からデジタルリーディングへ大転換

私は日本で仕事をしながら、故郷の中国を行ったり来たりしています。かつては帰国すると、鉄道駅の待合室や電車内では、人々が新聞や雑誌を読みながら、南瓜の種やひまわりの種を食べる風景を見かけたものでした。ところが、2012年頃から第4世代移動通信が開通し、携帯電話やスマートフォンが使われるようになると、その画面に釘付けになっている人が増えました。読書も、紙媒体の読書から、より手軽なデジタルリーディングへ移行しつつあるようです。いくつかデータをあげてみましょう。

毎年4月23日頃、世界図書・著作権デーにちなんで、「全国国民読書調査報告」が発表されます。今年発表された17回目報告によると、2019年の大人一人あたりの1年間の読書量は4.65冊で、2018年の4.67冊から横ばいです。ところがパソコン、携帯電話、タブレット等などのデジタル端末による読書量は2.84冊となり、デジタル端末との接触率は2018年より3.1%もアップして79.3%となりました。

また「2018年度中国デジタルリーディング白書」によると、2018年のデジタルリーディング利用者は4.3億人で、1人あたりの1年間の平均読書数は12.4冊、1回あたりの読書時間は71.3分だったそうです。デジタルリーディング産業の収益は254.5億元(1元は約15円 ※2020年8月時点)にも達しています。

さらにデジタルリーディングと紙媒体の利用率を比べると、「2020年全国国民読書調査」では、2019年、43.5%の大人が「携帯電話で読む」傾向にあり、10.6%は「オンラインで読む」傾向、7.8%は「電子リーダーで読む」傾向でした。一方、「紙の本で読む」傾向の人は4割にも満たなくなっています。これを裏付けるように、大人一人あたりの携帯電話の接触時間は100.41分で、2018年より15.54分増加しましたが、大人一人あたりの毎日の読書時間が19.69分にとどまっています。2013年の「全国国民読書調査十大結論」の統計と比べると、2013年の大人一人1人あたりの携帯電話の接触時間は21.7分でしたから、読書の楽しみは紙の本から

デジタルリーディングに変わり、さらにデジタル端末の娯楽が多彩になって、読書離れが進んでいることが想像できます。

では、どのような人々が読書に励んでいるのでしょうか。同「全国国民読書調査十大結論」のうち、属性別の読書率を見ると、博士は99.5%、学生は98.0%だそうです。以下は企業責任者、教師、弁護士、公務員という順に並んでいます。性別では男性は58.7%、女性は56.9%、生活環境でみると都市住民は60.8%、農村住民は54.8%でした。

第4世代移動通信の開通によって、中国の人々の生活のリズムは変化し、娯楽の中身も、デジタルリーディングから、ゲームをしたり、動画やデジタルコミックを見たり、Wechat(中国のSNS)に夢中になっています。これからは動画、アニメ等に切り替わろうとしているのかもしれない。



Philippines [フィリピン]

畠山 エルサ(JITCO 母国語業務委託スタッフ)

子どもの教育のための読書が盛んです

私の考えでは、フィリピンは活字文化が根付いた国だと思います。フィリピン人は新聞や雑誌をよく買いますし、推理小説やロマンス小説が大好きです。少し古いデータになりますが、国民一人が読書に費やす1週間あたりの時間を調べた資料がありました(米国調査会社 NOP Worldによる世界31ヶ国と地域、13歳以上の3万人を対象とした調査)。それによりますと、インド、タイ、中国に次いでフィリピンが、週7.36時間で世界第4位となっています。この数字は、私や私の周りの人々を考えると、あながち間違っていないと思います。

賃金収入の低いフィリピンの人々にとって、書籍は生活費に対して高価な商品です。これは廉価と言われるペーパーバック(paperback、安価な紙に印刷され、厚紙による表紙を用いていない形態の本)の書籍にも言えることで、誰もが気軽に手に取れるとはいえません。フィリピンにも公立の図書館はありますが、日本のように各地に身近にあるわけではありません。それでも、フィリピンの人々が読書に親しんでいるのはなぜでしょうか?





フィリピンでは週末になると家族でショッピングモールによく行きます。そのショッピングモールには、赤地に白文字で目立つ看板の National Book Store という大きな書店が必ずと言ってよいほど入っています（ほかにも大小の書店はありますが National Book Store が最大手です）。フィリピンの人々は、小説や勉強に必要な本を大抵この店で手に入れますが、かといってそうたくさんの本を購入できません。そこでどうするかというと、誰かが買った本を、読後、親戚や友人の間に順番に回し読みするのです。小説等は廉価なペーパーバックとして販売されますので、最後はボロボロになります。

子どもたちはどうかと言うと、フィリピンはフィリピン語と英語のバイリンガル国家ですから、子どもの時から2ヶ国語を覚えなければなりません。親はフィリピン語と英語の絵本等を購入し、読み聞かせをします。どこの書店でも絵本や児童書のコーナーは大きなスペースが割かれています。これらの絵本や児童書の多くはフィリピン国内で印刷、出版されていてクオリティも高い物です。子どもの将来への投資として、大人が教育に熱心になっている証です。子どもたちには、神様のことやモーセの奇跡、ソロモン王等の聖書の物語、イエスキリストの生涯など、キリスト教関連の絵本や児童書も与えられ、敬虔なキリスト教徒へと育てていくのです。

フィリピンはまだまだ貧富の差の大きい国ですから、国民の中には本を読む余裕のない人々が多くいるのも事実です。しかし、図書館が無い地域でも、寄付やボランティアの力で、子どものための小さな図書室を開設する活動などが進んでいます。このような取り組みにより子どもたちが自由に読書し勉強する機会が増えることで、フィリピンの将来がとって明るいものになると思います。



Indonesia 【インドネシア】

秋谷 恭子 (JITCO 母国語業務委託スタッフ)

コロナ禍による出版不況でデジタル化が進む?!

インドネシアの読書人口は、そう多くないという人もいます。たしかに、新聞やラジオ、映画、テレビなど、メディアの種類も充実していますし、インターネットなどの通信環境も整備されています。手軽に視聴できる動画は若者を中心に大変人気で、活字よりも映像コンテンツの供給・消費が増えた印象があります。

そんな活字離れ気味のインドネシアでは、このコロナ禍で、出版業界に携わる人々の収入が約50～80%落ちたとか。要因は多々あれど、まずは「書店が開店していないこと!」が、減収の主因であるようです。出版業界は減収を補うために、「コロナ禍で子どもと一緒に読む本」などのプロモーションを行っています。また、ジャカルタ近郊からの注文に限って送料無料で本の配達に応じる書店もあるようです。そのほかにもマスクをおまけに付けたり、出版前の予約注文には15%もの割引の価格を提供したり、初版を予約注文した購入者（つまり、作者の固定ファン）の名前を出版予定の書籍の謝辞に掲載するなど、様々なサービスを提供して、この業界を支えているようです。

一方、電子書籍の業界も活発です。インドネシアの教育文化省が開発した電子書籍貸出アプリ「EPerpusdikbud」は、読みたい本や雑誌、新聞を検索することができ、ダウンロードして2週間、スマートフォンなどの端末に保存することができるサービスです。新しく開発されたばかりなだけに、書籍数は十分とは言えないでしょうが、手軽にダウンロードするだけで文字を読むことができます。カテゴリーも細分化され、子どもの年齢別に分類された絵本や児童書、学習テキストや、政治、経済、宗教、成人向けの小説などがあります。インドネシア政府による新型コロナウイルス対策で自粛が求められた期間中、子どもも大人もこのアプリを利用したのではないのでしょうか。

次に、書店やデジタル書籍以外のお話しも2つほど紹介し

ます。2017年9月にインドネシア共和国国立図書館が新しく立て替えられました。日本の国立国会図書館に相当し、地上27階、地下3階の高層建築で、「建物の高さが世界で一番高い図書館(126.3 m)」というのが開館当時の売り文句でした。正面には首都ジャカルタのシンボルである国家記念碑「モナス」(MONAS、Monumen Nasional)があり、高層階からはモナス越しにジャワ海を臨むことができます。これから観光名所になってもおもしろいロケーションです。

もう一つはインドネシアで紹介されている日本の書籍、コミックスについてです。そう多くはないようですが、日本では誰もが知る「魔女の宅急便」(角野栄子さん作)は、インドネシア語タイトル「Titipan Kilat Penyihir」として出版されています。また外国語から翻訳されたマンガも人気があり、日本の作品では「ドラえもん」「ワンピース」が知られています。これらは、インドネシア人と日本人の共通の話題として、会話を盛り上げてくれそうですね。



Thailand [タイ]

小森 里江子(元 JITCO 国際部母国語スタッフ)

宗教を学んだり、自己啓発のための読書がメイン

タイ人に比べると日本人は読書好きであると言えます。ニュース番組の中で売れている本を紹介するコーナーがあったり、毎日書店を通りかかるとレイアウトが変わっているような本が並んでいたりします。

タイの出版社に勤めている友人に聞くと、タイの読書人口は様々なデータからも非常に少ないそうで、理由として、楽で早いことを好むタイ人にとって「時間をとってじっくり1冊の本に向き合うよりも、テレビを見たりネットで調べたりした方が早く、情報の種類が豊富だからではないか」ということでした。

そんなタイの読書事情ですが、日本と違う点が3つあります。まず1つめは、「本は家で読むもの」ということです。私は公共の場で読書をしている人を見たことがありませんし、

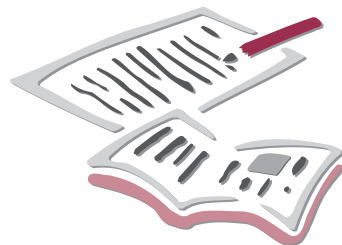
若者に関しては教科書や大学の授業で使う本以外をカバンに入れて持ち歩いている人と出会ったことがありません。そのため、普段他人がどれくらい本を読んでいるかが分かりにくいのです。日本では、時々移動中に本を読む人を見かけますね。私もそのうちの一人なのですが、タイで移動中に本を読むのはかなり珍しいので、タイでそれをやるときに親戚に「どうして家で読まないの?」と言われ、ハッとしたことがあります。

では、家の中ではどうでしょうか。私がお邪魔したことがある家の場合、どこも本棚というものがなく、本が数冊積まれているのがほとんどでした。本のジャンルは、王室や仏教関連、軽いビジネス書等が9割です。子どものいる家庭では子ども向けの童話が少し置いてある、といった感じでした。仏教関連のものは、自己啓発本として広く読まれています。子ども向けの童話も、仏教の言い伝えを分かりやすく書いたものが多いです。老若男女問わず、信心深い様子が伝わってきます。ここからタイ人の読書の特徴の2つめとして、「読書の目的は、宗教や王室関連について知識を深めるため」と言えると思います。

最後に、3つめは書店や図書館の違いです。日本では、至る所に書店がありますね。商業施設には必ずと言っていいほど、そして街中には書店単体でもちらほらあります。タイはというと、街を歩いていて日本人が想像するような書店に出会うことは非常に少ないです。大体書店があるのは、大きなショッピングセンターの中です。そこに行けば、日本の書店と同じようにいろいろなジャンルの本に出会えます。日本の有名な本やマンガのタイ語訳版も置いてあり、立ち読みしている人も見かけます。また図書館はというと、私の知っている範囲では学校などの教育機関にはあるのですが、日本の公立図書館のような場所はほとんどありません。やはり読書人口が少ないということが原因だと言えそうです。

そんなタイですが、じつはマンガ関連の電子書籍市場が大きくなってきて、電車でタブレット片手に読む人が出てきています。タイ人の作者によるマンガはまだ人気とは言えず、昔も今も、日本のマンガが圧倒的に好まれています。最近では中国が電子書籍化に力を入れており、中国のマンガがタイでも人気急上昇のようです。日本のマンガも負けていけないですね。

JITCOの教材のご案内



新刊本 ★技能実習レベルアップシリーズの第2弾誕生

技能実習レベルアップシリーズ2 機械加工(普通旋盤・フライス盤)

B5判 238ページ 日本語のみ(漢字には読み仮名) 定価:2,970円(本体2,700円+税)(賛助会員は3割引)

職種別シリーズの教材は、主に技能実習生向けに、作業現場での具体的な手順や修得すべき技能の要点、技能を修得する上で必要な知識をまとめたものです。従来、「職種別研修テキスト 機械加工」として販売していたものをこのたび全面改訂し、技能実習レベルアップシリーズに加えるとともに、内容も大幅に拡充しました。

今回の改訂では、1号技能実習生が1年間の実習を終えて技能実習2号に移行する際に受験する基礎級試験から、2号技能実習生が受験する検定3級(評価試験専門級)までの要素を網羅したほか、技能実習3号の実習生が受験する検定2級(評価試験上級)の主な要素についても追記しました。さらに、この職種・作業に初めて就く方も理解しやすいように、図説部分(図、イラスト、表など)を増やしたほか、設備や作業内容に関しても最新の情報を盛り込みました。

技能検定や技能実習評価試験を受験する際の学習用として、また、作業現場での手順確認や修得する技能の要点、必要な知識を再確認するためにおすすめのテキストです。在留資格「特定技能」で来日する外国人材の再学習やこの職種・作業に就く日本人の方の学習にもお役に立てるものとなりました。

このテキストで取り上げた「機械加工」の範囲は、普通旋盤作業とフライス盤作業を中心としています。各章ごとに、「確認問題」を設けており、「解答」に加えて、簡単な「解説」を記載しました。さらに、巻末には作業の現場でよく使われる言葉を集めた「用語集」(用語、ひらがな、内容・意味)も掲載しています。

《主な目次》 私たちが目指す技能目標／機械加工の概要／機械加工の関連知識／測定作業／旋盤加工／フライス盤加工／金属材料／製図／安全衛生／用語集

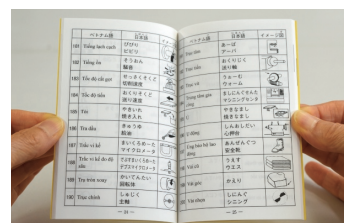


改訂本 ★レベルアップシリーズに合わせて改訂

外国人技能実習生のための専門用語対訳集 機械加工(普通旋盤・フライス盤) 【ベトナム語】

手帳サイズ 47ページ 定価:770円(本体700円+税)(賛助会員は3割引)

この専門用語対訳集は、職種別に、技能実習を行う作業現場で必要になる用語をまとめたものです。「技能実習レベルアップシリーズ2 機械加工(普通旋盤・フライス盤)」の発売に合わせて、今回、新たに14単語を追加し、収録単語数は計214単語になりました。日本語とベトナム語の対訳形式で収録しており、イラストも記載しています。「ベトナム語から日本語」と「日本語からベトナム語」のどちらでも単語の確認が可能です。実習生の学習用のほか、作業現場でのコミュニケーションツールとしても活用いただけます。ぜひ、「技能実習レベルアップシリーズ2 機械加工(普通旋盤・フライス盤)」と合わせて、お買い求めください。今後、ベトナム語以外の言語版でも改訂作業を進めていきます。



既刊本 ★実習生の日本語力をテスト

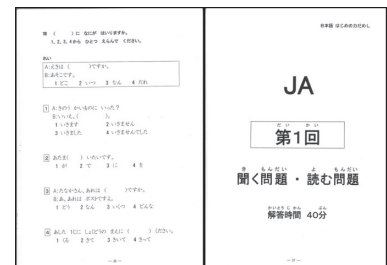
技能実習生のための日本語はじめの力だめし〔技能実習生向け〕

A4判 117ページ 定価:1,100円(本体1,000円+税)(賛助会員は3割引)

技能実習生は、母国とは環境や習慣が異なる日本で生活しながら、技能や技術、知識などを修得します。心身ともに健康な状態で、周囲の日本人と良好な関係を築きつつ、技能実習の目標を達成するには、日本語の力が不可欠になります。このテキストは、技能実習の現場で使用する日本語を効率的に学べるようにJITCO がオリジナルで編集した日本語学習教材です。

技能実習生の皆さんの基礎的な日本語力を試すための問題をテスト形式で6回分掲載しています。問題には「聞く問題」と「読む問題」があります。試す時期は①母国での学習終了時 ②日本での講習開始時 ③講習終了時の3回で、それぞれ2種類の問題を掲載しました。採点の結果を踏まえて、どこを間違えたのか、どこが苦手なのかを確認し、その後の学習に活かすことができます。各課題のやり方については、6ヶ国語(日本語、中国語、英語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語)で説明しています。

なお、このテキストには、「聞く問題」で使用する音声CDが付いておりません。「日本語はじめの力だめし〔指導員向け〕」と一緒に買い求めいただくことをお勧めします。



既刊本 ★日本語指導員向けマニュアル

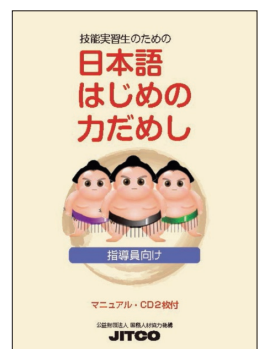
技能実習生のための日本語はじめの力だめし〔指導員向け〕

A4判 117ページ CD2枚付 定価:2,640円(本体2,400円+税)(賛助会員は3割引)

技能実習制度では、技能実習生に対する入国後講習の科目の一つとして日本語教育の実施が義務づけられています。しかし、多くの監理団体等では外国人に対する日本語教育の専門知識や経験を持たない日本語指導担当者が手探りで教えているという状況もあるかと思えます。

JITCO では「入国前後の技能実習生に少なくとも、これだけは身につけてほしい」という日本語習得の目安と、実際に身についたかどうかを評価する方法を有識者とともに検討しました。その結果をまとめたものが、「技能実習生のための日本語はじめの力だめし」です。

この指導員向けテキストには、小冊子「指導員向けマニュアル」を挟み込んであり、講習で教えるべき日本語の目安や講習の成果の確認、問題に関する参考データなどを掲載しています。また、付属のCDは「聞く問題」で使用するためのもので、これにより、正しい発音の日本語を聞き取れるかが分かるようになっています。



※ 今回紹介した教材の詳細については、当機構HP→教材・テキスト販売をご覧ください。

【教材に関するお問合わせ先】 JITCO 教材センター

TEL : 03-4306-1110 FAX : 03-4306-1116 E-mail : publication_center@jitco.or.jp



「JITCOサポートヘルプデスク」をご活用ください

JITCO 総合支援システム「JITCO サポート」のご利用にあたり、ご利用者様の利便性向上を目的として「JITCO サポートヘルプデスク」を開設しています。ヘルプデスクでは、JITCO サポートに関するご不明な点（操作方法など）について専任のスタッフが回答いたしますので、是非、お気軽にご利用ください。なお、お問合わせ内容によっては、ヘルプデスク担当者から折り返しご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

▶ JITCO サポートヘルプデスク

電話番号

フリーダイヤル

0120-660-798

(携帯電話からもご利用いただけます)

ご利用時間

平日9時から17時まで

(土日、祝日を除く)

JITCOの各種セミナーのご案内

詳細とお申込みはこちらから

<https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/>

JITCO では、外国人材の受入れに関する各種セミナーを開催しております。詳細とお申込みは、JITCO ホームページのセミナーページをご確認ください。皆さまのご参加をお待ちしております。



セミナーカレンダー

	内容	場所	担当部	お問合せ先
10月	7日(水) 技能実習制度説明会	東京都(JITCO本部)	実習支援部相談課	03-4306-1160
	30日(金) 日本語指導担当者実践セミナー	東京都(JITCO本部)	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168
11月	4日(水) 技能実習制度説明会	東京都(JITCO本部)	実習支援部相談課	03-4306-1160
	20日(金) 日本語指導担当者実践セミナー	愛知県名古屋市	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168
12月	2日(水) 技能実習制度説明会	東京都(JITCO本部)	実習支援部相談課	03-4306-1160
	11日(金) 日本語指導担当者実践セミナー	広島県広島市	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168

※2020年9月1日時点。開催情報は追加・変更することがございます。
※お申込み受付を開始しているセミナーについてはすでに満席となっている場合がございますがご容赦ください。
※技能実習法に基づく養成講習も実施しております。詳細は本誌5ページおよび上記セミナーページをご覧ください。

かけはし(JITCO JOURNAL) 第29巻143号

発行日 2020年(令和2年)10月1日

発行 **公益財団法人 国際人材協力機構** 〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング(受付11階)

企画編集 総務部 広報室 Tel:03-4306-1166 Fax:03-4306-1112

E-mail:kouhou@jitco.or.jp JITCOホームページ <https://www.jitco.or.jp/>



外国人技能実習生を受け入れる体制作り

割安な保険料・充実した補償の保険

外国人技能実習生総合保険(海外旅行傷害保険)のご案内

- 1 講習期間を含む実習実施期間中の全期間をカバーする保険**
在留資格の変更に伴う保険加入漏れを防ぐことができます。
- 2 本国出国から一定期間は治療費用を100%補償**
国民健康保険、健康保険等の社会保険が適用になるまでの間も補償されます。

- 3 日常生活での第三者への損害賠償責任を補償**
自転車運転中の交通事故に伴い、法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。**(示談交渉サービス付)**
- 4 割引が適用された割安な保険料**
公益財団法人国際人材協力機構(JITCO)が窓口となるので割安な保険料になります。

NEW!



タイプ	保 険 金 額						保 険 料		
	傷 害		疾 病		賠償責任	救援者費用	治療費用 100% 補償期間	滞在期間	滞在期間
	死亡・ 後遺障害	治療費用	死 亡	治療費用				…12か月 保険期間	…36か月 保険期間
1	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	1億円	300万円	15日	13,330円	30,020円
							1か月	13,810円	30,500円
							2か月	14,070円	30,950円
2	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	1億円	300万円	15日	17,340円	39,210円
							1か月	17,910円	39,810円
							2か月	18,130円	40,250円
3	2,000万円	100万円	2,000万円	100万円	1億円	300万円	15日	20,840円	47,310円
							1か月	21,460円	47,960円
							2か月	21,630円	48,400円
4	3,000万円	100万円	3,000万円	100万円	1億円	300万円	15日	27,840円	63,510円
							1か月	28,560円	64,260円
							2か月	28,630円	64,700円
K	1,000万円	70万円	1,000万円	70万円	5,000万円	200万円	15日	11,140円	25,030円
							1か月	11,430円	25,340円
							2か月	11,610円	25,680円
A	700万円	100万円	700万円	100万円	3,000万円	200万円	15日	10,720円	23,900円
							1か月	11,130円	24,320円
							2か月	11,380円	24,720円
C	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	3,000万円	200万円	15日	17,070円	38,610円
							1か月	17,650円	39,210円
							2か月	17,860円	39,640円

(注1) 保険料は、ご加入の被保険者数により変更される場合があります。
 (注2) 他の保険期間でのご加入希望の場合は、株式会社国際研修サービスにお問い合わせください。
 ※保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等については「パンフレット」等をご確認ください。
 ※この広告は外国人技能実習生総合保険の概要を記載したものです。ご加入にあたっては「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「パンフレット」等をご確認ください。
 ※これらの保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は、他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。(引受割合については(公財)国際人材協力機構までお問い合わせください。)
 三井住友海上(幹事会社)、損保ジャパン、東京海上日動、あいおいニッセイ同和

この機会にご検討ください。
 保険に関するお問い合わせは

WEB募集は
 こちらから **k-kenshu.net**

代理店・扱者(お問い合わせ先)
株式会社国際研修サービス
 TEL 03-3453-3700 FAX 03-3453-3703
 http://www.k-kenshu.co.jp/

随時受付中

技能実習 Days

デイズ



JITCOホームページ内「技能実習Days」では、監理団体・実習実施者の皆さまからご提供いただいた技能実習生たちの日常を、写真とコメントで紹介しています。これまでホームページに掲載させていただいたものの中からピックアップした写真をお届けします。

※以下敬称略

株式会社 名友産商

毎週月曜日のお昼休みに行っていた技能実習生による「ベトナム語講座」を数ヶ月ぶりに再開しました。

現在は新型コロナウイルス感染症の予防対策として昼食を3つのグループに分けているため、講座も3回に分けて行いました。

先生役の技能実習生が簡単なベトナム語を日本人社員に教えてくれました。生徒役の日本人社員が「Đây là cái gì?」(これは何ですか?)と先生に続いて言うと、拍手が沸き起こっていました。楽しい時間を過ごせました。



みやぎオーバースー協同組合/ 天祐丸冷凍冷蔵(株) (株)サンエー水産

2019年11月に、当組合の実習実施者である天祐丸冷凍冷蔵(株)と、(株)サンエー水産が合同で宮城県鳴子峡での紅葉狩りを行いました。

ベトナム人技能実習生、中国人技能実習生が参加し、みんなで紅葉を楽しんだあと、地域の名産品である「鳴子こけし」の絵付けも体験しました。

株式会社 大協工業

弊社は埼玉県川越市で鉄筋工事業を営み、フィリピンやベトナムから技能実習生を受け入れています。

写真は、2019年7月に、第3号技能実習生の2名を連れて浅草散策に出かけた時のものです。2人は、日頃から仕事はもちろん、寮生活でも後輩の面倒をよく見てくれています。頑張ってくれている2人に感謝を込めた1日となりました。



写真を掲載しませんか?

応募要項は JITCO ホームページをご覧ください。🌐 <https://www.jitco.or.jp/ja/days/>